

○西東京市震災用井戸に関する要綱

平成13年4月1日

制定

改正 平成24年6月21日

第1 目的

この要綱は、市が震災用井戸として指定することにより、当該井戸の適正な保存を図り、震災時その他水道用水の補給が困難となった場合において、市民の生活用水を確保することを目的とする。

第2 指定

市長は、市内に現存する井戸のうち第3の指定基準に従い、第4の指定条件を備えたものを所有者の同意を得て震災用井戸として指定する。

第3 指定基準

震災用井戸の指定は、市内全域を対象として、現存する井戸の分布状況、地域の人口及び面積、環境その他の条件を考慮して行う。

第4 指定条件

震災用井戸の指定を行う井戸は、次に掲げる条件を備えたものでなければならない。

- (1) 現に使用しており、今後も引き続いて使用する予定のものであること。
- (2) 生活用水に適したものであること。
- (3) 市民が使用しやすい場所にあること。

第5 井戸の改造等

市長は、震災用井戸の指定の際に、所有者の同意を得て必要な改造等を行うことができる。

第6 保存助成費

市長は、震災用井戸の所有者に対し、当該井戸の維持管理に要する費用の一部として、毎年度予算の範囲内で震災用井戸の保存に係る助成費を交付することができる。

- 2 震災用井戸の保存に係る助成費の交付については、別に定める。

第7 水質検査の実施

市長は、毎年1回震災用井戸の指定をした井戸について水質検査を行うものとする。

る。

第8 実地調査

市長は、必要と認める場合は、震災用井戸の指定をした井戸について、実地調査を行うことができる。

第9 標識の設置

市長は、震災用井戸の指定をした井戸について、標識を設置するものとする。

第10 台帳の作成

市長は、震災用井戸の指定をした井戸について震災用井戸協定者台帳を作成し、これに必要な事項を記載の上保管するものとする。

第11 指定の解除

市長は、次に該当するときは、震災用井戸の指定を解除するものとする。

- (1) 所有者が指定の取消しを申し出たとき。
- (2) 第4の指定条件に適合しなくなったとき。
- (3) 所有者がこの要綱又は第12に規定する協定書の条項に違反したとき。

第12 協定の締結

市長は、震災用井戸の指定に際し、当該井戸の所有者と協定書を取り交わすものとする。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月21日）

この要綱は、平成24年6月21日から施行する。